二			
イ　施行規則第八十三条の五第一号ロに掲げる者	ユニット型個室	一日につき千三百七十円	
ロ　施行規則第八十三条の五第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超え百二十万円以下であるもの	ユニット型個室的多床室	一日につき千三百七十円	
ハ　施行規則第九十七条の三第一号ロに掲げる者	従来型個室（特養等）	一日につき八百八十円	
ニ　施行規則第九十七条の三第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超え百二十万円以下であるもの	従来型個室（老健・医療院等）	一日につき千三百七十円	
	多床室Ⅰ（特養等）	一日につき四百三十円	
ホ　施行規則第八十三条の五第二号又は第九十七条の三第二号に掲げる者であって、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（前の項ホに掲げる者を除く。）	多床室Ⅱ（老健・医療院）	一日につき四百三十円	
	多床室Ⅲ（老健・医療院等）	一日につき四百三十円	
三			
イ～ニ　（略）	（略）	（略）	
ホ　施行規則第八十三条の五第二号又は第九十七条の三第二号に掲げる者であって、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ホ及び前の項ホに掲げる者を除く。）			
四			
イ　（略）	（略）	（略）	
ロ　施行規則第八十三条の五第二号又は第九十七条の三第二号に掲げる者であって、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ホ、二の項ホ及び前の項ホに掲げる者を除く。）			
ハ　（略）			

備考　一～七　（略）

（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	
二			
イ～ニ　（略）	（略）	（略）	
ホ　施行規則第八十三条の五第二号又は第九十七条の三第二号に掲げる者であって、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（前の項ホに掲げる者を除く。）			
三			
イ　（略）	（略）	（略）	
ロ　施行規則第八十三条の五第二号又は第九十七条の三第二号に掲げる者であって、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であったとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項ホ及び前の項ホに掲げる者を除く。）			
ハ　（略）			

備考　一～七　（略）